

組合員各位

毎々お世話になっております。

経済産業省より「自動はかり」を含む「計量法施行令及び計量法関係手数料令の改正」について、下記URLのとおりパブリックコメントがかかりましたので、御案内いたします。

改正のポイントにつきましては、次ページをご参照ください。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595117040&Mode=0>

（意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）平成29年4月29日（土）～平成29年5月28日（日））

以上、よろしく願いいたします。

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令案について 〈改正の概要〉

公布日：平成29年6月（予定） 施行日：平成29年10月1日
 （ただし、（2）特殊容器使用商品の追加に関する改正は、公布の日に施行の予定。）

（1）従来から検定を行っている質量計において 自動はかりも新たに検定を実施

①特定計量器【施行令第2条関係】

「自動はかり」を特定計量器とする

②使用の制限の特例【施行令第5条関係】

「ホッパースケール」「充填用自動はかり」「コンベヤスケール」「自動捕捉式はかり」の4器種を検定の対象へ

③指定検定機関の指定の区分の追加【施行令第26条関係】

指定検定機関の区分は器種ごと（4器種）に指定可能

④検定証印等の有効期間の設定【施行令別表第3関係】



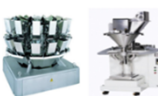
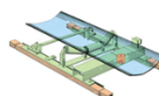
有効期間は2年。

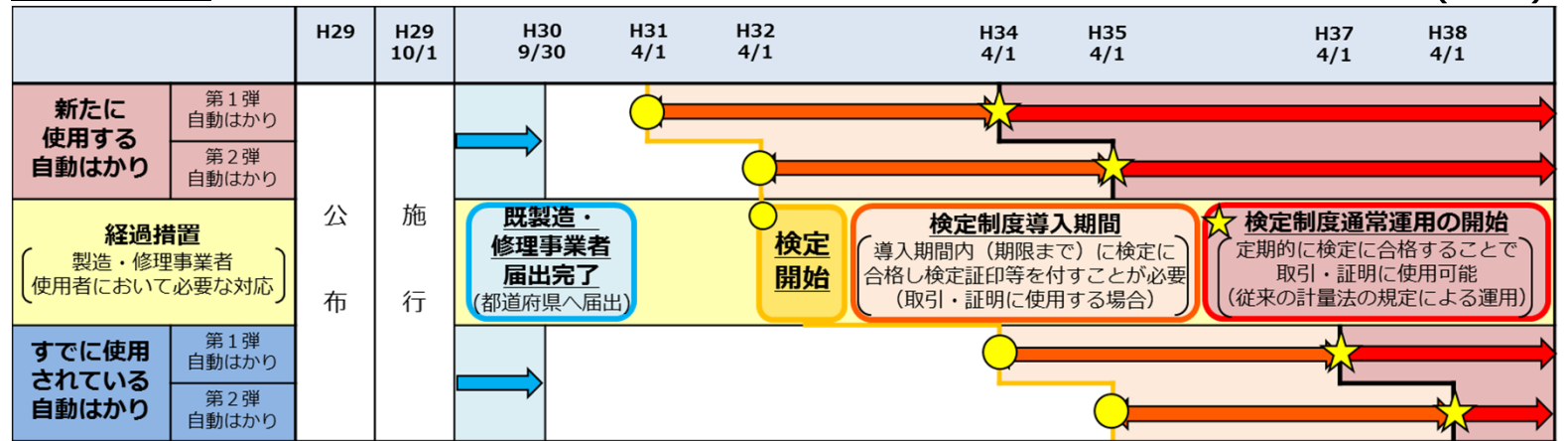
ただし、適正計量管理事業所が使用する自動はかりは6年。

⑤検定の申請書の提出先に関する措置【施行令別表第4関係】

産業技術総合研究所又は指定検定機関に申請可能

⑥経過措置：製造・修理事業者、使用者への影響を考慮し、段階的な猶予期間を措置（下図）

第1弾自動はかり 	第2弾自動はかり 
自動捕捉式はかり	ホッパースケール
第2弾自動はかり 	第2弾自動はかり 
充填用自動はかり	コンベヤスケール

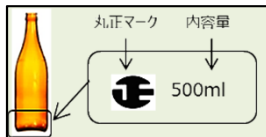


（2）特殊容器の使用可能商品の追加

【施行令第8条関係】

特殊容器の使用可能商品のうち、酒類について、酒税法で規定された酒類の定義にあわせる改正

※発泡酒などの酒類が新たに使用可能に。



（3）国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う型式承認手数料の見直し

①申請者が試験成績書を添付した場合の手数料の減額措置【手数料令第4条関係】

要件を満足した試験成績書を添付した場合における手数料の減額措置

②電子化・情報化等の技術革新等に伴う試験項目の見直し【手数料令別表第4関係】：

一律金額を一部見直し、必要な試験項目の手数料を合算方式へ

（4）その他：平成5年令制定時における非自動はかり等の定期検査の免除期間特例措置の廃止

（表示年月が平成31年3月以前の検定証印等が付されたもの（定期検査済証印又は計量証明検査済証印が付されたものを除く）の特例措置とする）等